

鳥取県産業未来共創補助金 (一般投資型)

県外企業

付加価値の増加及び生産性の向上を目指して、鳥取県内に工場又は事業所を新設・増設する際の設備投資に係る費用の一部を支援する補助金です。
豊富な補助メニューで企業の成長への挑戦を応援します。

【補助メニュー・補助率一覧】

	一般投資型
①固定資産 (土地・建物・設備)	基本補助率 10% + 5% (以下①～⑤の投資に限る) 加算あり ①土地・建物の両方を新たに取得する場合 ②生産の国内回帰に伴う設備投資を行う場合 ③県内で開発された先端技術を活用したDX投資を行う場合 ④地震災害リスク分散を目的とした機能移転に伴う設備投資を行う場合 ⑤データセンターの地方分散に伴う設備投資を行う場合
②初年度リース・賃借料	補助率 50% (契約期間5年以上のものに限る。)
③少額資産	補助率 10% (20万円未満の資産が対象)
④人材確保費用等	補助率 50% (1人当たり30万円・合計450万円が上限)
補助上限額	5億円 重点分野 は、 10億円 (ただし1年間の支払上限額は2億円まで)

※③④の補助額は合計で①固定資産+②リース・賃借料(5年分)の5%が上限

【補助要件一覧】

	一般投資型
①投資額	3,000万円超 の工場等の整備 ※固定資産への投資及び5年間分の賃借料の計
②対象業種	製造業・ソフトウェア業 等 ※ただし上記以外の業種(サービス業等)であっても、県内経済に大きな波及効果をもたらす事業として地域経済牽引事業計画の承認を受けることを前提に、対象となる場合があります。 《重点分野》 ※詳細は裏面参照 1. 技術革新型産業 2. 未来挑戦型産業
③新規雇用 又は ④雇用維持 +付加価値額増	3人以上 (純増数) ※以下の要件を満たす雇用者が対象 1. 雇用保険の一般被保険者 2. 週の所定労働時間が30時間以上 3. 県内在住 雇用維持+付加価値額の伸び率 年4%以上 ※雇用維持とは、雇用者の合計数が事業主都合により減少していないことをいう。 ※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 ※付加価値額の伸び率は、投資完了時会計年度の額の前年度比1年間の伸び率で算定。
⑤事業者の要件	○認定申請の日時点で 法人設立後2年以上 が経過していること ○認定を受けようとする事業について十分な実績を有していること ※関連会社が同種事業で十分な実績を有している、県内での他分野の事業で十分な実績を有している等の理由で認められる場合があります。

事業計画について、まずはお気軽にご相談ください。担当がご案内いたします。

【問合せ先】鳥取県商工労働部 立地戦略課

TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117 メール:ritti@pref.tottori.lg.jp

企業立地ガイド  <https://ritti-pref.tottori.jp/>



【鳥取県産業未来共創補助金（一般投資型）のポイント】

① 認定・支払が受けやすい要件設定

- 3,000万円以上の投資と、「3名の雇用増」又は「雇用維持+付加価値額4%の増加」があれば認定が可能です。過大な投資を行うことなく、自社のペースで投資計画が立てられます。
- 対象業種は、製造業、道路貨物運送業、情報処理・サービス業、ソフトウェア業など、幅広く支援可能です。

② 土地・建物の同時取得等で補助率を5%加算

- (1) 土地・建物の両方を新たに取得する場合
- (2) 生産の国内回帰に伴う設備投資を行う場合
- (3) 県内で開発された先端技術（デジタル技術）を活用したDX投資を行う場合
※DX関連の投資額が全体の3割以上であることが条件
- (4) 地震災害リスク分散を目的とした機能移転に伴う設備投資を行う場合
- (5) データセンターの地方分散に伴う設備投資を行う場合

③ 人材確保・定着経費や福利厚生施設の整備など幅広い対象経費

- 求人広告費や従業員の移転費用、入社後の研修経費なども補助対象となります。県外からの移転者だけでなく、県内在住の従業員について幅広く適用可能です。（補助限度額：450万円）
- 社宅や社員寮など、従業員が利用するための福利厚生施設を整備する費用も補助対象経費に含めることができます。（補助限度額：2,000万円）※ただし、福利厚生施設の整備のみの計画は補助対象外。

④ 重点分野に係る取組は上限額を 10 億円に引上げ

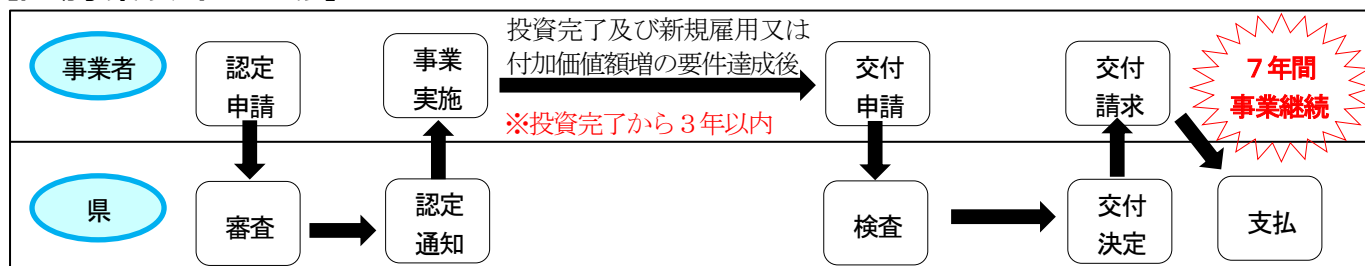
〔技術革新型産業〕

次世代自動車、電子デバイス、半導体、フードテック、医療機器、創薬、バイオテクノロジー、先進的IoT機器、航空機等の産業で、先進的な取組を行うもの

〔未来挑戦型産業〕

グリーントランスフォーメーション、宇宙産業等の産業で先進的な取組を行うもの

【補助事業の流れ・注意点】



- 補助事業には完了後7年間の事業継続努力義務が課せられます。
- 補助事業で取得した財産（固定資産）には処分制限がかかります。（処分には知事の承認が必要です）
- 事業継続努力義務期間は毎年1回（10月予定）、事業状況報告書の提出が必要です。

【その他の制度】

☆県内進出後に新たな投資（新設・増設）を行う場合にも、「産業未来共創補助金（一般投資型）」の支援制度が利用可能です。また、県が指定する重点分野にかかる先進的な取組（未だ普及していない先端技術等）については、「産業未来共創補助金（成長・規模拡大型）」の対象となる場合があります。

（補助率20%、補助上限額10億円、新規雇用5人以上／雇用維持+付加価値額の伸び率 年5%以上）

☆ソフトウェア業・コンテンツ関連事業等の先進的な新たな取組については、賃借料を補助する「先端的デジタル活用企業立地促進補助金」があります。（補助率50%、最大1,000万円×5年、新規雇用5人以上）

☆このほか、県営工業用水道の給水契約をする事業者を対象とした排水処理施設の整備補助等があります。